

「ふくいの食育リーダー」認定制度要領

第1 目的

第2次ふくいの食育・地産地消推進計画（以下「第2次計画」とする）に基づき、地域や各種団体の取組みにおける食育や地産地消にかかる専門的な課題に対応できる人材を「ふくいの食育リーダー」（以下「食育リーダー」とする）として育成し、課題解決を図りながら、さらに先進的な福井の食育をすすめることを目的とする。

第2 制度の内容

県が主催する必要な認定講習会を受講し、一定の理解を得た者を「食育リーダー」として認定する。また、認定者には認定証（様式第4号）を発行する。

「食育リーダー」は、「第2次計画」推進期間（平成26年度～30年度）において積極的に食育推進を担い、各年度において実績報告をすることとする。

第3 主な役割

- （1）県内の団体、企業、地域等が要望する食育・地産地消に関する課題の解決
- （2）食育が浸透しにくい若者世代等への推進活動
- （3）その他、「第2次ふくいの食育・地産地消推進計画」の推進に必要な活動

第4 認定要件

次の要件を全て満たしていること。

- （1）県が主催する「ふくいの食育リーダー認定講習」を受講し、理解すること。
- （2）食育推進、普及に関する専門資格を有するか、もしくは専門業務の実績があり、各種団体・企業等が要望する食育の課題に対応できる能力を有していること。
- （3）所属団体・企業等に在籍している場合は、本制度への認定と認定後の活動について所属団体・企業等の許可を得ていること。
- （4）各種法令を遵守していること。

第5 認定手続き

本認定制度に掲げる「食育リーダー」の認定を受けようとする者は、認定申請書（様式第1号）および次の関係資料を福井県知事に提出するものとする。ただし、「登録 ふくいの食育・地産地消コーディネーター」は登録証の写しを添付することで、関係資料を一部省くことができるものとする。

- （1）履歴書（様式第1号-2）
- （2）保有資格を証明する書類の写し
- （3）その他、県が認定に当たり必要と認めた資料

第6 実績報告

年度末までに、活動実績報告書（様式第2号）を提出することとする。

第7 認定の取消

本認定制度に掲げる「食育リーダー」について、下記のいずれかに該当する場合は、認定を取り消すことができる。

- (1) 第4に規定する認定要件を満たさなくなったとき
- (2) 認定辞退申請書（様式第3号）の提出があったとき
- (3) 虚偽、その他不正の手段により認定を受けたことが判明したとき

第8 食育リーダー認定者の公開

県は、「食育リーダー」に認定した者については、その認定情報を福井県個人情報保護条例（平成14年3月22日制定）に基づき、食育リーダー本人の了解を得て、県ホームページ等で公開し、活用を促すものとする。

第9 食育リーダーへの活動依頼

食育に関する活動を依頼する場合は、食育リーダーに直接連絡し、依頼することとする。なお、県を通じて連絡を依頼する場合、県は依頼の概要のみを伝え照会することとし、その後、依頼者（利用者）が直接交渉することとする。

第10 所管

本認定制度は、福井県農林水産部食料産業振興課が所管することとする。

附則

この要領は、平成26年11月7日から適用する。